

Ⅱ－10 災害関連農村生活環境施設復旧事業 とその解説

§ 1 災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱

	平成2年6月7日	2 構改D第 239号
改正	平成9年4月1日	9 構改D第 273号
〃	平成13年1月5日	12 構改A第 964号
〃	平成13年4月10日	12 農振 第2084号
〃	平成22年4月1日	21 農振 第2319号
〃	平成24年4月6日	23 農振 第2631号
	令和2年3月30日	元 農振 第3685号
	令和3年4月1日	2 農振 第3503号
	令和4年4月1日	3 農振 第2933号

(農林水産事務次官から、各地方農政局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて)

(目 的)

第1 災害関連農村生活環境施設復旧事業（以下「本事業」という。）は、災害を受けた農村生活環境施設の復旧を速やかに行うことにより、活力ある農村地域社会の維持、形成に資することを目的とする。

(定 義)

第2 この要綱において「災害」とは、暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害をいう。

2 この要綱において「農村生活環境施設」とは、農村地域の生活環境を改善する目的で利用されている施設（農林水産省農村振興局所管の事業実施要綱及び要領に基づいて整備されたもの（平成21年度以前の年度にあっては農業農村整備事業で整備されたもの）に限る。）であって農林水産省農村振興局長（以下「農林振興局」という。）が別に定めるものをいう。

(事業の内容等)

第3 本事業は、農地又は農業用施設について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条第6項の災害復旧事業（以下「災害復旧事業」という。）が行われる場合に、これと関連して、同一の災害により被害を受けた農村生活環境施設を原形に復旧（原形に復旧することが不可能若しくは著しく困難又は不適當な場合においては当該施設の有する従前の効用を復旧することを含む。以下同じ。）するものとする。ただし、落雷による場合には、この限りではない。

2 本事業は、原則として3か年以内に完了するものとする。

(採択要件)

第4 本事業は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 本事業に係る受益戸数が2戸以上であること。
- (2) 本事業に係る工事費が200万円以上であること。
- (3) 本事業が次のいずれにも該当しないものであること。
 - ① 維持工事とみるべきもの
 - ② 明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの
 - ③ はなはだしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの
 - ④ 本事業以外の事業施行中に生じた災害に係るもの

(事業の申請)

第5 都道府県知事は、市町村、土地改良区その他都道府県知事が適当と認めるもの（以下「事業主体」という。）から本事業を実施したい旨の申請があったときは、事業採択申請書（別紙様式第1）及び事業計画概要書（農村振興局長が別に定める様式による。）を地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。第7及び第8の1において同じ。）に提出するものとする。

(事業の調査)

第6 本事業の調査は、災害査定官が災害復旧事業の査定の際併せて実施するものとし、地方農政局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）はその結果をとりまとめ箇所別調書（別紙様式第2）を作成し、これを調査終了後、遅滞なく、農村振興局長に報告するものとする。

(事業の採択)

第7 地方農政局長は、第5の規定により提出された事業計画概要書の審査及び第6の規定による調査結果に基づき、当該事業に国庫補助金を交付して当該事業を実施させることが適当と認めるときは、都道府県知事に事業の採択通知書を交付して、その旨を通知するものとする。

(事業の計画変更)

第8 都道府県知事は、第7の規定により通知を受けた事業に係る事業計画について、事業主体から次のいずれかに該当する変更を行いたい旨の申請

があったときは、変更後の事業計画概要書を地方農政局長に提出して承認を受けるものとする。

(1) 主要な工事計画の著しい変更

(2) 事業費の20パーセント以上の変動（賃金及び物価の変動によるものを除く。）

2 地方農政局長及び沖縄総合事務局長は、前項における事業計画の変更内容の適否を決定し、これを承認したときは、農村振興局長にその旨を報告するものとする。

(増破等の取扱い)

第9 本事業に係る農村生活環境施設の全部又は一部について、その工事の着手前又は施行中に新たに本事業の対象となる災害が生じたときは、その未着手又は未施行の工事は新たに生じた災害による本事業に併せて一の復旧事業として施行するものとする。

(補 助)

第10 国は、本事業に要する別表に掲げる費用のうち、工事費（営繕費及び工事雑費を除く。）につき、別に定めるところにより、予算の範囲内において補助するものとする。

(委 任)

第11 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

別紙様式第 1 (要綱第 5 関係)

番 号
年 月 日

地 方 農 政 局 長
〔 北海道にあつては農村振興局長 〕 殿
〔 沖縄県にあつては沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事
氏 名

災害関連農村生活環境施設復旧事業採択申請書

災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱第 5 の規定により、 年度新規
地区として下記のとおり事業を実施したいので、採択されたく申請する。

記

災害名	番 号		地区名	所 在 地	数量	事業費	施設の種類	農地・農業用 施設の被害額	備考
	地区	箇所							
合 計									

別紙様式第2（要綱第6関係）

災害関連農村生活環境施設災害復旧事業箇所別調書

都道府 県名		市町村名			災害名及び 被災年月日		農地・農業用 施設の被害額			調査官 氏名		立会官 氏名					
番 号		所 在 地			事業 主体	被害額	申 請					調 査					備 考
地区	箇所	郡市	町村	字			種別	数量	金額	うち 未成 (転属)	差引額	種別	数量	金額	うち 未成 (転属)	差引額	
						千円		千円	千円	千円			千円	千円	千円		

- 注 1. うち未成、うち転属額（農地農業用施設災害復旧事業査定要領（昭和40年9月10日付け40農地D第1128号）第6の規定に準ずる）については〔 〕内書で記入し、備考欄に前災の年災、箇所番号を記入する。
2. 意見不一致となった箇所は仮調査額を計上し、備考欄に「仮調査額」と記入し、意見不一致となった理由を明記する。
3. 意見不一致となった箇所については箇所別調書の他に協議に必要な資料を提出するものとする。
4. 調査の金額欄、うち未成（転属）欄、差引額欄に上段（ ）書きで国庫補助の対象とする経費を記載すること。

別表（第10関係）

区 分	費 目	事 業 費 目 の 内 容
工 事 費	本 工 事 費	事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地の借料等。ただし、請負施行の場合にあっては、これらの費用のほか、船舶及び機械器具損料、営繕損料及び諸経費を含む。
	附 帯 工 事 費	本工事によって必要を生じた他の施設の工事の施行に直接必要な費用であって、前号に規定する本工事費の内容に相当する部分の経費
	測 量 及 び 試 験 費	工事の施行に必要な調査、測量及び試験に要する費用
	用 地 費 及 び 補 償 費	工事の施行に必要な土地等の買収費又は借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。）
	船 舶 及 び 機 械 器 具 費	工事の施行に直接必要な船舶、機械器具、車輛（乗用車を除く。）等の購入費、借料及び運搬費並びにすえ付け、撤去、修理及び製作に要する費用
	営 繕 費	工事の施行に必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舍等の新設（購入を含む。）、改築、移転若しくは修繕に要する費用又は借料及びこれらの建物に係る敷地の買収費又は借料
	応 急 工 事 費	特別の事情があると認める応急工事費、応急工事に使用した材料で復旧工事に使用できるものに要した費用及び仮締切、その他復旧工事に必要な仮設工事に要する費用
	工 事 雑 費	工事の現場事務に必要な経費。ただし、工事費（工事雑費を含む。）の額に1,000分の15を乗じて得た額以下のものであること。
事 務 雑 費	工事の施行に伴い必要な事務に要する経費（工事雑費に類するものを除く。）。ただし、工事費の額に1,000分の15を乗じて得た額以下のものであること。	

§ 2 災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要領

	平成2年6月7日	2構改D第240号
改正	平成9年4月1日	9構改D第274号
	〃平成10年10月20日	10構改D第164号
	〃平成13年1月5日	12構改A第961号
	〃平成13年4月10日	12農振第2085号
	〃平成14年4月8日	13農振第3768号
	〃平成23年9月1日	23農振第1433号

(構造改善局長から各地方農政局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて)

- 1 災害関連農村生活環境施設復旧事業（以下「本事業」という。）の実施に関しては、災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱（平成2年6月7日付け2構改D第239号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによるものとする。
- 2 要綱第2第2項の「農村振興局長が別に定めるもの」とは、別表のとおりとする。
- 3 要綱第3第1項の「これと関連して」とは、本事業を同項に規定する「災害復旧事業」と同一地域内で実施することをいう。
- 4 要綱第4第1項第2号の「本事業に係る工事費が200万円以上」とは2の各号に掲げる施設毎とする。ただし、2以上の施設にわたる工事で当該工事を分離して施行することが不可能な場合はこれを一の本事業とみなす。なお、当該工事を施行する者が2以上あるものについては、この限りでない。
- 5 要綱第5の事業採択申請書及び事業計画概要書は、災害発生後60日以内に地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）に提出しなければならない。
- 6 要綱第5の「事業計画概要書」は別紙様式のとおりとする。
- 7 要綱第6の調査については、要綱及びこの実施要綱に定めるもののほか、農地農業用施設災害復旧事業査定要領（昭和40年9月10日付け40農地D第1128号農地局長通知）を準用するものとする。

附則（平成23年9月1日23農振第1433号）

改正後の通知は、平成23年4月1日以降発生した災害に関し適用する。

別表

災害関連農村生活環境施設復旧事業対象施設

<p>集落排水施設</p>	<p>集水施設 処理施設 導水施設 集落排水路 これらを補完する施設</p>	<p>公共汚水ます、管路、マンホール、中継ポンプ施設等 汚水処理に要する機械装置、電気設備、建造物等 管路、マンホール、中継ポンプ施設等 側溝、排水溝等 施設の保護、管理のための階段、土盛、照明設備等</p>
<p>営農飲雑用水施設</p>	<p>水源取水施設 貯水施設 導水施設 浄水施設 送水施設 配水施設 これらを補完する施設</p>	<p>揚水機場、取水堰、井戸等 貯水槽、貯水池等 導水管、ポンプ等 着水井、沈殿池、ろ過池、浄水池等 送水管、ポンプ等 配水池、配水タンク、ポンプ、配水管等 施設の保護、管理のための階段、土盛、照明設備等</p>
<p>農村公園施設</p>	<p>園路及び広場修景施設 休養施設 遊戯施設 運動施設 便宜施設 管理施設 教養施設及び展望台 これらを補完する施設</p>	<p>花壇、日陰だま、噴水、水流、池、つき山、柵（木竹製類を除く）等 休憩所、ベンチ（固定式）、野外卓（固定式）等 ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム、砂場等 野球場、庭球場、バレーボール場、鉄棒等及びこれらに付属する更衣室、運動用具倉庫等 駐車場、便所、水飲場、手洗場等 照明施設、ゴミ処理場、水道、護岸、擁壁等 野外劇場、野外音楽堂、展望台 施設の保護、管理のための階段、土盛、照明設備等</p>
<p>集落防災安全施設</p>	<p>斜面崩壊防止施設 雪害防止施設 風害防止施設 火災防止施設 これらを補完する施設</p>	<p>擁壁、防護柵、排水路、砂防施設等 防雪林、防雪柵（吹きだめ柵、吹き払い柵）、なたれ防護施設、除雪施設、融雪施設等 防風林等 消化栓、防火水槽、防火林等 施設の保護、管理のための階段、土盛、照明設備等</p>
<p>情報基盤施設(農業情報、健康福祉情報、行政情報及び防災情報の提供に係る施設)</p>	<p>地域情報センター 集中制御装置 地域情報収集提供施設 これらを補完する施設</p>	<p>建造物 ヘッドエンド設備、光送受信機等 伝送路、中継増幅器、タップオフ、防災放送装置等 施設の保護、管理のための階段、土盛、照明設備等</p>

§ 3 災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱 及び要領の運用について

改正 平成23年9月1日 23農振第1434号
(農村振興局整備部防災課長から各地方農政局整備部長、
沖縄総合事務局農林水産部長、北海道農政部長あて)

1. 被害報告について

都道府県知事は当該都道府県の区域内において農村生活環境施設に災害が発生したときは、直ちにその概要を農村振興局長及び地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下同じ）に報告するものとする。被害総額を確認したときは、遅滞なく被害報告書（事業計画概要書の様式をもって行うことができる。）を農村振興局長及び地方農政局長に提出するものとする。

2. 箇所別概要書について

別紙様式第2（要綱第6関係）の注3に示す意見不一致の場合の箇所別概要書の様式は別紙様式とする。

3. 事業費目について

別表（要綱第10関係）に掲げる測量及び試験費並びに応急工事費については次のように定める。

(1) 測量及び試験費

工事の施行のための調査、測量及び試験に要する費用であつて、必要な場合に限り計上するものである。

(2) 応急工事費

ア 農村生活環境施設が被災し、次期出水等により当該被災施設及び隣接する一連の施設等に被害を与えるおそれが大きいため早急に施行しなければならない増破防止工事に要する費用

イ 農村生活環境施設のうち集落排水施設が被災し、長期間にわたり排水の排除が著しく阻害され、又は排水の処理に重大な支障を与えるため、緊急に施行しなければならない集水施設、処理施設及び導水施設の仮工事に要する費用

ウ 農村生活環境施設のうち営農飲雑用水の施設が被災し、復旧に長時間を要するため、民生安定上緊急に施行しなければならない水源取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の仮工

事に用いる費用

エ 調査以前に施行した工事に要した費用のうち、農林水産大臣が復旧工事の全部又は一部として適当と認める費用

オ アからエに掲げる工事に要する費用のうち応急工事費として認めないものは次に掲げるものとする。

(ア) アからウに掲げる工事の一の工事に要する費用が100万円未満のもの。ただし、増破防止工事に要する費用については50万円未満のもの

(イ) 仮工事費を除く復旧工事費の額が100万円未満となるもの

カ 応急工事費の精算額又は精算見込額が当初見積額を下回る場合は精算額又は精算見込額をもって調査額とする。

4. 同一地域内の定義について

要領3の「同一地域内」とは、同一市町村内程度の範囲をいうこととする。ただし、冠水により複数市町村にわたって農地・農業用施設及び農村生活環境施設の被災がある場合は、冠水範囲を限度として地域を設定することができるものとする。

5. 災害関連農村生活環境施設復旧事業箇所別調書等の提出について

災害関連農村生活環境施設復旧事業の調査額が1,200万円以上の場合には、災害関連農村生活環境施設復旧事業箇所別調書、災害関連農村生活環境施設復旧事業箇所別概要書、平面図、標準断面図、写真その他協議に必要な資料を提出するものとする。

附則（平成23年9月1日23農振第1434号）

改正後の通知は、平成23年4月1日以降発生した災害に関し適用する。

(別紙様式)

箇所別概要書（農村公園施設）

都道府県名	(ふりがな) 地区名	番 号	地区	箇所	災害及び 被災月日	所在地	事業 主体	採 択 年 度	
施設名	申請事業費の内訳			被害状況	被害額	千円	復 旧 計 画		
農 村 公 園 施 設	園路及び公園 修景施設 休養施設 遊技施設 運動施設 便益施設 管理施設 教養施設及び展望台 これらを補完する施設 計	(千円)							
	全 体 面 積	(m ³)							
	利 用 戸 数	(戸)							
	利 用 人 口	(人)							

(別紙様式)

箇所別概要書（営農飲雑用水施設）

都道府県名	(ふりがな) 地区名	番号	地区	箇所	災害及び 被災月日	所在地	事業主体	採択年度		
施設名	申請事業費の内訳			被害状況	被害額	千円	復旧計画			
営農飲雑用水施設	水源取水施設 貯水施設 導水施設 浄水施設 送水施設 排水施設 これらを補完する施設 計	(千円)								
	地区概要									
	集落数	(戸)								
	総戸数	(戸)								
	農家戸数	(戸)								
	水源人口	(人)								
給水量	(m ³ /日)									
最大給水量	(m ³ /日)									
家庭飲用水	(m ³ /日)									
営農雑用水	(m ³ /日)									
営農飲雑用水の内訳										
かんがい 家畜除 防洗淨 その他 の計	(m ³ /日)									

(別紙様式)

箇所別概要書（集落排水施設）

都道府県名	(ふりがな) 地区名	番 号	地区	箇所	災害及び 被災月日	所在地	事業 主体	採 択 年 度	
施設名	申請事業費の内訳			被害状況	被害額	千円	復 旧 計 画		
集 落 排 水 施 設	集水施設 処理施設 導水施設 集落排水路 これらを補完する施設 計	(千円)							
	地区概要								
	汚水の種類 対象集落数 対象戸数 対象人口 集水面積 処理方式	(戸) (人) (ha)							
	集落排水路								
	家庭排水 雨水排水 地域排水 計	(m ³ /S)							

(別紙様式)

箇所別概要書（集落防災安全施設）

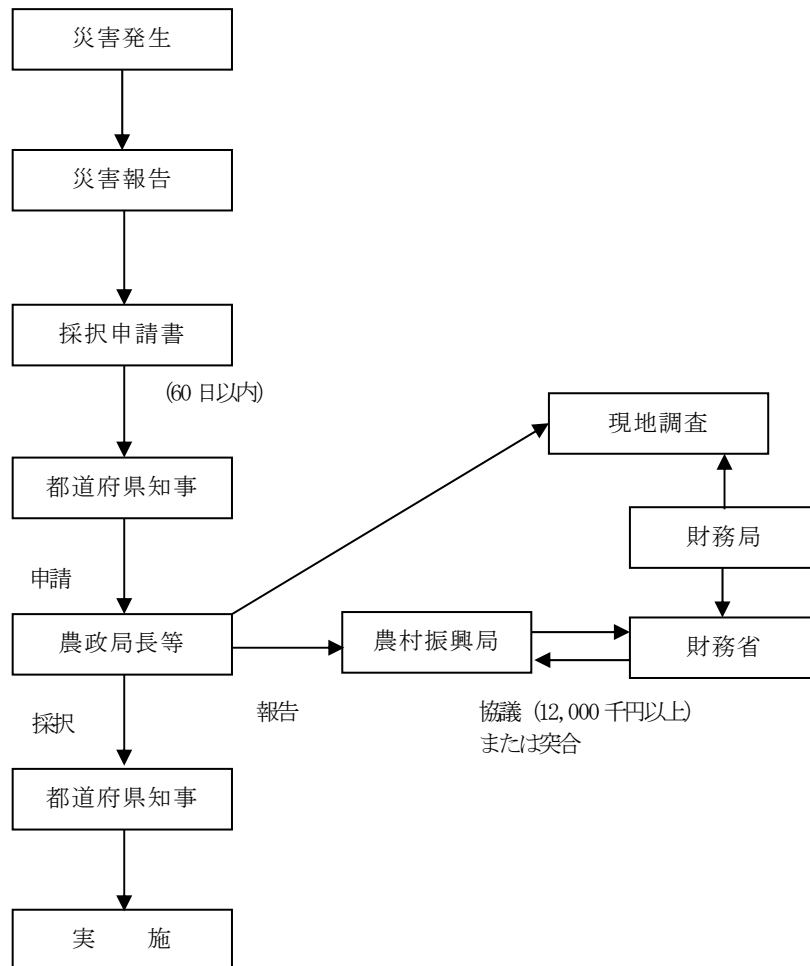
都道府県名	(ふりがな) 地区名	番号	地区	箇所	災害及び 被災月日	所在地	事業主体	採択年度	
施設名	申請事業費の内訳			被害状況	被害額	千円	復 旧 計 画		
集 落 防 災 安 全 施 設	斜面崩落防止施設	(千円)							
	雪害防止施設								
	風害防止施設								
	火災防止施設								
	これらを補完する施設								
	計								
	関係戸数	(戸)							

(別紙様式)

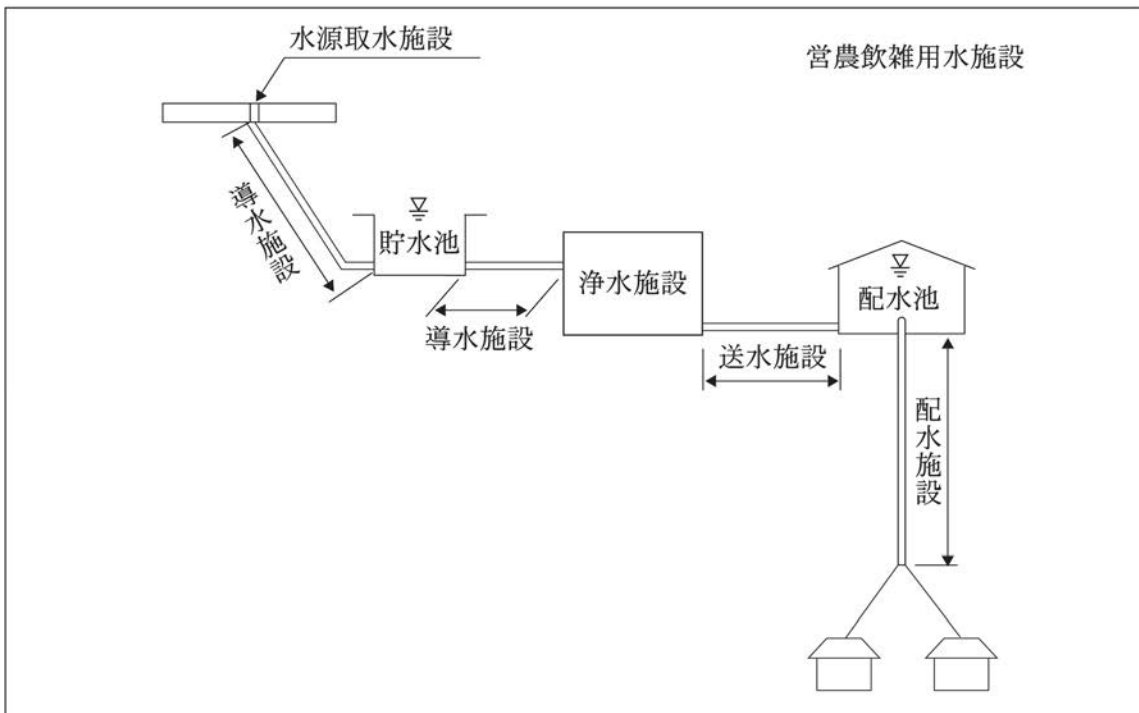
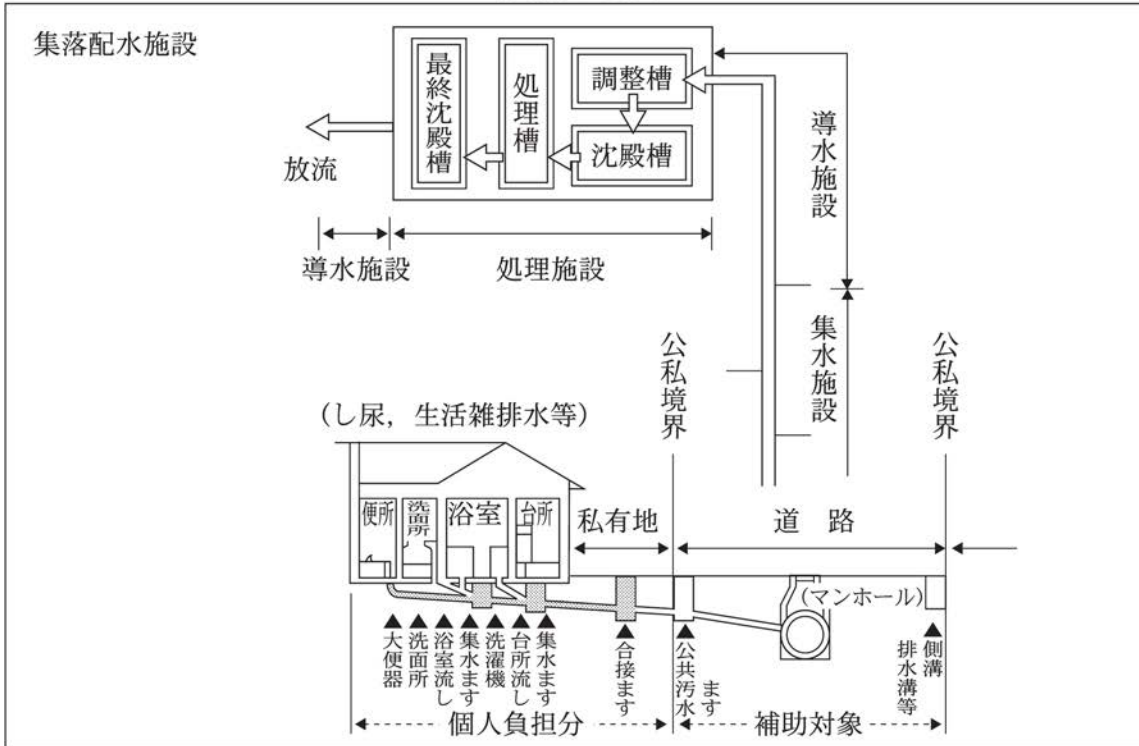
箇所別概要書 (情報基盤施設)

都道府県名	(ふりがな) 地区名	番 号	地区	箇所	災害及び 被災月日	所在地	事業 主体	採 択 年 度	
施設名	申請事業費の内訳			被害状況	被害額	千円	復 旧 計 画		
情 報 基 盤 施 設	地域情報センター	(千円)							
	集中制御装置								
	地域情報収集提供施設	(戸)							
	これらを補完する施設								
	計								
	利 用 戸 数								

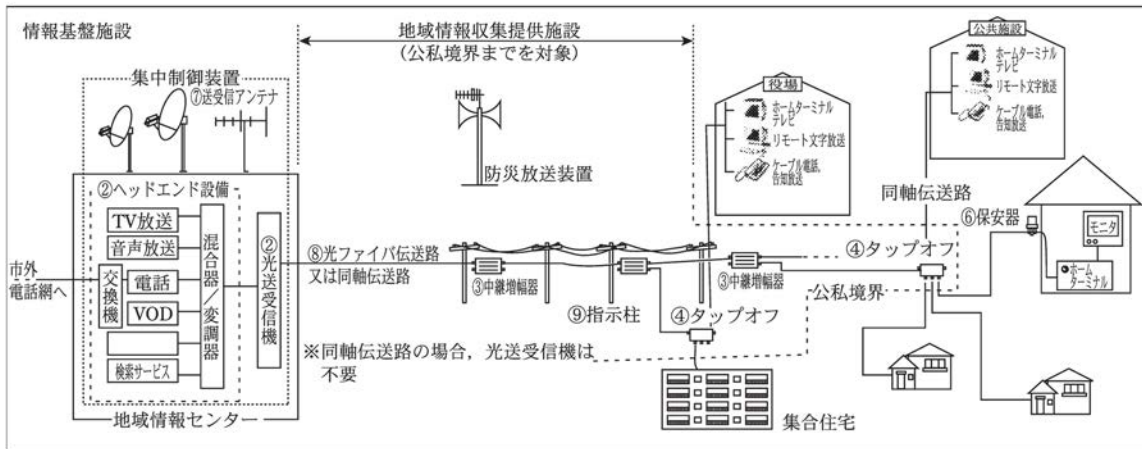
§ 4 災害関連農村生活環境施設復旧事業実施手順及び概念図



事業概念図



事業概念図



注意：これら事業概念図中の“補助対象、対象”とは、災害関連農村生活環境施設復旧事業の補助対象範囲を示す。

§ 5 調査等に関する了解事項

1 (参考) 調査等の簡素化について

(1) 平成16年新潟県中越地震災害

平成16年12月15日

(農村振興局防災課長から北陸農政局整備部長あて)

災害関連農村生活環境施設復旧事業の調査等については「災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱（平成2年6月7日付け2構改D第239号農林事務次官依命通知）」、「災害関連農村生活環境施設災害復旧事業実施要領（平成2年6月7日付け2構改D第240号構造改善局長通知）」、「災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱及び運用（平成14年4月8日付け13農振第3769号農村振興局防災課長通知）」により行っているところであるが、平成16年新潟県中越地震災害による甚大な被害の発生状況にかんがみ、事業の調査の迅速な処理を図るため、新潟県中越地震被害に限り、新潟県において、下記のとおり取扱うこととしたので通知する。

なお、貴局管内関係機関に対し、この旨通知願いたい。

記

1. 「災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱及び運用（平成14年4月8日付け13農振第3769号農村振興局防災課長通知）5. 災害関連農村生活環境施設復旧事業箇所別調書等の提出について」に定める調査額を2億円以上とする。
2. 本事業の調査は原則として現地調査により行うものとするが、降雪期の現地の被災状況を十分判定するため、被災写真、図面のほか、航空写真、ビデオ等の活用によりこれらを補完することができるものとする。